

参議院建設委員会会議録 第七号

(八一)

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)
午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

理事

委員長

稻浦 鹿藏君

委員

田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 滋次君

政府委員
事務局側

建設省住宅局長 裴田 治君
会専門員 常任委員 武井 治君
参考人 日本住宅 公團総裁 梶原 茂君

日本住宅公團副總裁 渡辺豊久造君

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○委員長(稻浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田中一君 参考人の出席をすること
といために、本日は、先議案件の日本住
宅公團法の一部を改正する法律案の質
疑を行ないます。時間は大体十二時半
ごろまで。次会の二十三日は、公共施
設の整備に関連する市街地の改造に関
する法律案、それから建設業法の一部
を改正する法律案、両案の趣旨説明を
聞いた後に、日本住宅公團法の一部を
改正する法律案及び住宅金融公庫法の
一部を改正する法律案の質疑を行ない
たいと思います。

それから次の問題は、参考人の出席
要件についてであります。審査または
調査のために、住宅金融公庫、日本
住宅公團、日本道路公團、首都高速道
路公團の役職員を、その業務に関して
参考人として出席要求する場合には、
そのつど委員会において決議すること
になつておりますが、これを決議する
ことなく、委員長において必要に応じ
て出席要求のできるように、その扱い
を委員長に御一任願いたいと存じます
が、さように決定することに御異議ござ
いませんか。

○田中一君 それは三公團だけを呼ぶ
といふのですか、理由は。

○委員長(稻浦鹿藏君) 相当法律が出て
いるから、そのつど一々決議してや
るのには厄介だから、必要に応じて委員
長から呼ぶ……。

○田中一君 参考人の出席をすること
は御承知のように委員会としての議決
であつて、今お話をやつは、理由として
は御承知のようになります。

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田中一君 そのつど委員会において決議すること
になつておりますが、これを決議する
ことなく、委員長において必要に応じ
て出席要求のできるように、その扱い
を委員長に御一任願いたいと存じます
が、さように決定することに御異議ござ
いませんか。

○委員長(稻浦鹿藏君) それは三公團だけを呼ぶ
といふのですか、理由は。

○委員長(稻浦鹿藏君) そのつど一々決議してや
るのには厄介だから、必要に応じて委員
長から呼ぶ……。

○田中一君 参考人の出席をすること
は御承知のように委員会としての議決
であつて、今お話をやつは、理由として
は御承知のようになります。

○田中一君 それは三公團だけを呼ぶ
といふのですか、理由は。

○委員長(稻浦鹿藏君) そのつど一々決議してや
るのには厄介だから、必要に応じて委員
長から呼ぶ……。

○田中一君 これは、日本住宅公團が、市街地に
おいて住宅を建設する場合に、その住
宅の建設と一体として商店、事務所等
の用に供する施設を建設することが必
要です。

○田中一君 この関係法律案が出て
る審議中は呼ぶということなんですね。

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田中一君 参考人の出席をすること
は御承知のようになります。

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田中一君 参考人の出席をすること
は御承知のようになります。

○参考人の出席要件に関する件
○日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田中一君 参考人の出席をすること
は御承知のようになります。

の能率的な実施をはかることが適当と
考えられます。

以上に述べました趣旨により、今回
第三十二条の二を設けたのであります。
なお、公団がこれらの業務を行な
う事業体に投資する場合は、主務大臣
として十分監督するため、建設大臣の
認可を受けさせることとしたしまし
た。

次に、第五十八条の改正について御
説明します。

第五十八条は、建築基準法及び宅地
建物取引業法の適用について、公団
は、国とみなす旨を規定しております
が、同様の趣旨によりまして、不動産
登記法、土地収用法及び登記手数料令
につきましても、公団を國または国の行
政機関とみなす必要がありますので、
最近の立法例にならって、不動産登記
法および政令で定めるその他の法令に
ついては、公団を國または国の行政機
関とみなして、これらの法令を準用す
ることとしたものであります。

次に、第六十一条の改正について御
説明します。

第六十一条第一項第一号は、建設大
臣が、公団の資本金の増加等について
認可の処分をするにあたり、あらかじ
め、大蔵大臣と協議しなければならな
い旨を規定したものであります。が、今
回新たに設けました第三十二条の二の
規定による投資の認可につきまして
も、大蔵大臣と協議する必要がありま
すので、このことを規定したものであ
ります。

以上、日本住宅公団法の一部を改正
する法律案について、逐条的に御説明
申し上げました。

○委員長(稻浦鹿藏君) これより質疑

を行ないます。建設大臣は少しおくれ
るそらであります。政府からは住宅局
長のほかに日本住宅公団の参考人とし
て、総裁挾間茂君、副総裁の渡辺喜久造
君、理事渋江操一君が出席しております。
それでは御質疑の方は順次御発言願
います。

○田中一君 先に一つ聞いておきたい
のは、これは公団に聞きます。公社と
公団の性格それから権限、それから國
民層、社会層にあるところの位置とい
いますか、これらについての違い方を
一つ説明してもらいたい。業務を行
なっているところの公団に伺いたい。

○参考人(渡辺喜久造君) どうも公社
といふ名前になつておりますと、公社とい
う名前になつておりますことは御承知の
通りでございます。法律的に公社の場
合は、いわば三公社五現業といったよ
うな関係で、まあ、労働関係につきま
してもいろいろ違った扱いをしてお
る。公団の場合につきましては労働三
法によつて、あるいは予算の出し方に
つきましても、公社の場合は国会の承
認を得て、公団の場合も国会の承認を
得ますが、それはたとえば出資の問題
でありまするとか政府補給の問題であ
りますとか、そういう限定された事
項ではありますが、法律的に国会の承
認をとるのはそういうものに限られて
いる。まあ、そいつたような規定が
ございますが、一体どういう理由でそ
ういう区別をし、その間に公社と公団
とどういう性格の違いがあるか、こう
いふことですと、これはむしろ

○田中一君 先に一つ聞いておきたい
のは、これは公団に聞きます。公社と
公団の性格それから権限、それから國
民層、社会層にあるところの位置とい
いますか、これらについての違い方を
一つ説明してもらいたい。業務を行
なっているところの公団に伺いたい。

○参考人(渡辺喜久造君) どうも公社
といふ名前になつておりますと、公社とい
う名前になつておりますことは御承知の
通りでございます。法律的に公社の場
合は、いわば三公社五現業といったよ
うな関係で、まあ、労働関係につきま
してもいろいろ違った扱いをしてお
る。公団の場合につきましては労働三
法によつて、あるいは予算の出し方に
つきましても、公社の場合は国会の承
認を得て、公団の場合も国会の承認を
得ますが、それはたとえば出資の問題
でありますとか政府補給の問題であ
りますとか、そういう限定された事
項ではありますが、法律的に国会の承
認をとるのはそういうものに限られて
いる。まあ、そいつたような規定が
ございますが、一体どういう理由でそ
ういう区別をし、その間に公社と公団
とどういう性格の違いがあるか、こう
いふことですと、これはむしろ

団のどういう使命を考えているかとい
う御質問でございますれば、これはわ
れわれ一志公団の職員とした考え方を
持っておりますが、どうも公社と公団
とどう違うかという法律論的な御質問
になりますと、ちょっと私その御質問
に、総裁も同じだと思いませんが、お
答えする資格がないようございます。
で、あしからず御了承願いたいと思
います。

○田中一君 それじゃ政府側に聞きました
しよう。

○政府委員(稗田治君) 公社も公団も
いずれも政府の施策の一部を担当する
ものでございますが、ただいま公団側
から御説明ございましたように、労働
三法の適用でございますとか、あるいは
予算の関係等におきまして違いがあ
るわけございます。

○田中一君 どう違うのですか。違
いがあることはわかっているのです。公
社公団について。その性格を表現する
言葉で違つておるから。というのはで
すね、私が伺いたいのは——それ明確に
言つてほしいのですよ、そういうこと
はね……。資本構成、いうものが国か
らだけのものでなつておるもののが公社
といふもののよう今まで聞いてお
った。それから民間資金等、國以外のと
ころの出資を求めるためには公団とい
う、まあ内容は法律の条文を見れば權
限、性格等はわかりますけれども、そ
れで、相当地してもらうということ
も場合によつては考えていいのではな
いか、とう実は考え方を持つておる
のですけれども、そのさしあたりまし
ての現在の実情は、私の方は不動産業
者、仲介業者の方にお願いするより
も、むしろできるだけ市町村の市長さ
ん町長さん、あるいはその方々とお
話し合いしながら市会議長さんとか町
会議長さんとか、そういう地元のそ
した役柄にある方に、いろいろざあつ
ておられる方がどのくらいあつて、それで
どのくらいのウエートのあるものが、

これは国とみなすのだ、あるいはみな
さないのだといふことが明確に知りた
いわけなんですよ。というのは現在日
常に土地の取得はなれませんでしたも
のですから、不動産仲介業者の方々に
お世話になりましたが、ただこの仲
介業者の方々に一体どの程度の手数料
を払うのが妥当であるか、これはも
ちろん業法がございまして一応の標準
に対するは国と同じだからといって法
律で認められておる手数料も払わぬ
今回の場合には不動産登記法、土地取
用法等の手数料についてもこれを払わ
ないようしようではないかといふ、
あらためて今度の法律改正でいつてい
るわけですね。そろすると民間の協力
者に、そういう法律で認められた手数
料をとられるといふ、宅地建物業者
についても、土地造成業者についても
これは払わない、払えないというのが
今までの実情なんです。そういう運営
をしてきておるよう思うのですが、
その点はどうですか、公団の方に伺
いますが。

○参考人(渡辺喜久造君) 不動産の仲
介業者の方に手数料を払う、払わない
といふ問題は、今のお話の公団がまさ
しくないし、一応どの程度の手数料を払
つたらよろうか、払うについてはやは
りこの程度の手数料を払いますといふ
ことをはつきり申し上げる必要もある
わけござります。その点が内部では
よりより現在研究しておるのですが、
どうもまことに基準が出ませんのです
から、現在のところでは、まあそぞい
う方々にはいわばうちとしては売値に
こめてその値段で買ひ、仲介業者の方
は地主さんの方からある程度の手数料
をもらうといったような事例が普通大
部分になつております。ただ現在とし
ましては、割合にそういう仲介業者を
利用する機会がほとんどないといふ
少ないでございますから、さしあ

では非常に多いといいますか、大部分
でございます。それで初期の時代は非
常に土地の取得はなれませんでしたも
のですから、不動産仲介業者の方々に
お世話になりましたが、ただこの仲
介業者の方々に一体どの程度の手数料
を払うのが妥当であるか、これはも
ちろん業法がございまして一応の標準
に対するは国と同じだからといって法
律で認められておる手数料も払わぬ
今回の場合には不動産登記法、土地取
用法等の手数料についてもこれを払わ
ないようしようではないかといふ、
あらためて今度の法律改正でいつてい
るわけですね。そろすると民間の協力
者に、そういう法律で認められた手数
料をとられるといふ、宅地建物業者
についても、土地造成業者についても
は、そしてわれわれの方としてはほと
んどそな手数をかけなくとも済む場合
で、そしてわれわれの方としてはほと
んどはかなり話がまとまります
から御説明ございましたよろしく、
私は払わない、払えないというのが
三法の適用でございますとか、あるいは
は予算の関係等におきまして違いがあ
るわけございます。

○田中一君 どう違うのですか。違
いがあることはわかっているのです。公
社公団について。その性格を表現する
言葉で違つておるから。というのはで
すね、私が伺いたいのは——それ明確に
言つてほしいのですよ、そういうこと
はね……。資本構成、いうものが国か
らだけのものでなつておるもののが公社
といふもののよう今まで聞いてお
った。それから民間資金等、國以外のと
ころの出資を求めるためには公団とい
う、まあ内容は法律の条文を見れば權
限、性格等はわかりますけれども、そ
れで、相当地してもらうということ
も場合によつては考えていいのではな
いか、とう実は考え方を持つておる
のですけれども、そのさしあたりまし
ての現在の実情は、私の方は不動産業
者、仲介業者の方にお願いするより
も、むしろできるだけ市町村の市長さ
ん町長さん、あるいはその方々とお
話し合いながら市会議長さんとか町
会議長さんとか、そういう地元のそ
した役柄にある方に、いろいろざあつ
ておられる方がどのくらいあつて、それで
どのくらいのウエートのあるものが、

ようには許可が要らないということはこれは困る。しかしながら事前的に話し合を進めて、そしてこういう場合にはきわめて簡単な許可でもつてやつていいじゃないか、こういうふうな了解がある程度であります。

それで御承知だと思いますが、農地転用の許可基準と、これらの農林省で作られまして、そしてこういふ場合には農地転用を許可する。こういふ場合には許可しないというの中に、公団で宅地造成をするというような場合には、これはできるだけ簡単に許可する。よういうふうなお話を実はできておりまして、もちろんその場合においては、前提条件としてわれわれの方としてはこういふ土地を宅地造成したい

ということについて、あらかじめ農林省と打ち合わせして、農林省の方でそこは困るという場合はわれわれの方は手をつけない。そこはよからぬといふ場合に手をつける。手をつけるといふますか、仕事に入っちゃつてからあとで、許可しないといつてござるわけとして、私の立場だけからいえば、もう少し楽にしていただきたいたゞたない。よからぬやり方をやっていて、まあ少し楽にしていただきたいたゞたいたゞたないよからぬやり方をやっているわけですが、これもお話を聞いておきましては、われわれの方も全然課税にはなっておりません。公営住宅が課税になつておる限りにおきましては、われわれの方のための課税にはなつておらず、公営住宅につきましては、われわれの方のための課税にはなつておらず、公営住宅につきましては、われわれの方のための課税にはなつておらず、公営住宅につきましては、われわれの方のための課税にはなつておらず、

○田中一君 まだほかにあるでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。あそぞう自分勝手なことを言えませんが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますが、その辺はござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかにあるのでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかにあるでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

いいのかもしれない。現在の段階におきましては、国と同じようにすぐ無条件でも勝手にどんどんこちらの方ではきわめて簡単に許可でもつてやつていいじゃないか、こういふうな了解がある程度であります。

農地法を適用除外できる、というのも少しちょっと情勢的に無理じゃないかとあります。それで、今のところとしましては、転用基準の方でいわば優先的な地位を与えていただいておること、と同時に事務的に事前にわれわれの方と農林省の方であらかじめよく話し合はうというこ

とで実はやつておるわけとござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。あそぞう自分勝手なことを言えませんが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかにあるのでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかにあるのでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかあるのでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

○田中一君 まだほかあるのでしょうか、固定資産税はどうですか。
○参考人(挿間茂君) 固定資産税の問題もございますが、これは御承知のよろしいが、欲をいえばもう少し簡単であります。たゞ、一度はやつておるわけとござりますと、その辺はござりますが、欲をいえばもう少し簡単であります。

ということに規定しようとするならば、これは当然われわれは知らなければならぬと思う。まあといたることじや済まないと思うのです。これはお出し願いたいのです。委員長、これはお求めして下さい。

○政府委員(稗田治君) よく検討いたしましたでございましたら提出いたしま

す。

○田中一君 今、住宅局長の逐条説明の中には三十二条の二の改正ですが、これは現行法でもやれるのであります。またやっているのであります。今ここに逐条説明の中に入っているところの全部とはいませんが、やろうと思えはやれるのでしよう。

○政府委員(稗田治君) 投資または融資するといふことは、現行ではないわけでございます。

○田中一君 そうすると、共同施設の面だけはできますね、これはまあ付帯業務として、投資をしないけれども公団が自分で経営する場合には、これでできますね。

○政府委員(稗田治君) 共同施設として公団が実施するものはできるわけでございます。

○田中一君 公団ができるまだ五年か六年にならぬけれども、もうそんなに、やめさせてその仕事でもさせよう、こういう傍系的なうちは捨て山を作らなければならぬらしい、ということに考えられての考え方なのか。私はまだ六年やそこらでは、もうこの辺でやめてもらつてどこかに隠居してくれという人はないと思うのです。ということは、これは皮肉に言つてゐるのですよ。そういう一つの傍系的な機関を作ると、必ずそこにすわるのは公団出身の老朽

者といいますか退職者というか、者を

入れやすい。現に団地にたばこ屋一つ作るのも、これは一つ非常に愛情こまやかな、いわゆる住宅公団閣といふこと——これは非常にいいことだと思います。

うのです、ある面から見れば、退職者にたばこ屋の権利をとつてやつて、そこの人にやらせるというようなことを、これは一面いいのです。しかし、こうしてどのくらいの規模の投資をし、どのように規模の新しい仕事を始めようとするか。今日の団地の形態といふものは、おそらく今後とも現在の二階、四階なんといふものは改正されて——改正されるといふか、方針が変わって、五階、十階といふようなもの

をたくさん作る場合には、相当大きな企業になるのです——あるいは何十億という金を投資しなければ処理ができるようないふなもの。その際、まあ人のことばかり言ふのぢやありませんけれども、やたらにそういうものにまいりあわゆる建設省系の退職者を据えようなどといふことになるのです。これがまた非難されるもとになるのです。私は公団が間違いないようにと思つて、こういふことを申し上げるのですが、一面いいですよ。御主人が亡くなつて奥さんが公団の管理事務とか、集金事務ぐらいやつて、たばこ屋を持つなんといふことは、これはもういいことです。しかしそうでなくて、何億というような企業形態になつた場合に——なういうことを申し上げるのです、どうしても。今までこれは、公団の職員が、現在公団に勤めておる場合における福利厚生ということのみならず、その将来についても公団が親心をもつて考えてやるといふことは、私はなすべきことであると思つてありますから、公団自身の建設費によつてこれを管理運営するということ

ら、その点を伺つておきたいのです。一つ方針といふものを——これは方針といふものは途中で変わつてもやむを得ません。しかしこの法律を改正するといふことを考える場合には、どういふのを考へ、どういう程度のものにし、どういう方法によつてこれを運営するのかといふ点は一応伺つておきたい、こう思ひます。

○参考人(挿間茂君) 投資によつて作りますサービス会社の将来における運営についてのお尋ねでございますから、一応現在私の考へておりますことを申し上げたいと思います。

ただいま御指摘になりましょに、公団の、あるいは場合によつては建設省——私は公団の立場だけで申しますが、定年退職をするといふような人がおり、あるいは公団の職員の死亡によつて未亡人の将来の生活といふよう

ことがあります。私は深甚な考

がり、あるいは公団の職員の死亡によつて未亡人の将来の生活といふよう

ことがあります。私は深甚な考

がり、あるいは公団の職員の死亡によつて未亡人の将来の生活といふよう

ことがあります。私は深甚な考

がり、あるいは公団の職員の死亡によつて未亡人の将来の生活といふよう

ことがあります。私は深甚な考

がり、あるいは公団の職員の死亡によつて未亡人の将来の生活といふよう

ことがあります。私は深甚な考

ができます。そのため、その第一会社の運営といふことは、さよなら小さな立場からわれは考えております。現在、託児所の希望を申し出でておられます団地があります。貸倉庫、自転車置場等につきま

して公団として入居者の利便のために施設を作りたいけれども、実際問題としては公団としてはできない。これはそちらのことを考へ、どういう方法によつてこれを運営するのかといふ点は一応伺つておきたいたい、こう思ひます。

公団としてはできない。これはそちらのことを考へ、どういう方法によつてこれを運営するのかといふ点は一応伺つておきたいたい、こう思ひます。

はむずかしい、また適正でないと思われるまで、まさかよろなるものもわれは考えております。現在、託児所の希望を申し出でておられます団地があります。貸倉庫、自転車置場等につきまして、公団として入居者の利便のために施設を作りたいけれども、実際問題としては公団としてはできない。これはそちらのことを考へ、どういう方法によつてこれを運営するのかといふ点は一応伺つておきたいたい、こう思ひます。

公団としてはできない。これはそちらのことを考へ、どういう方法によつてこれを運営するのかといふ点は一応伺つておきたいたい、こう思ひます。

半額以上の出資をいたしておりまして、そうして、公団自体が持つております住宅の管理、維持形態の問題もや者の利便という点から申しましても、公団と密接な関係がある。これは一般の民間会社とはおのずから性質が違うわけあります。あるいは、その連絡上の必要によつて一部分の人はそれに行つてもらつたといふことがあるかもしませんけれども、この人的構成が公団のうは捨て山になるということは、これはここで私ははつきり申し上げたいと思いますが、さよくなことはいたさないようになつて参りました。そして、いわゆる入居者の利便をより以上に充足することができるような管理運営をしてもらつて、この会社の運営を指導していくよにいたしたいと、こういうふうに考えております。

○田中一君　さつきの国鉄における鉄道弘済会のことく、これはまあ今、資金構成が半分以上あるいは半分ぐらいいですね、投資なりあるいは資金援助なりするということになつておりますが、弘済会は聞くところによれば、これは弘済会の基金が運営しておるそらですね。これは、むろん鉄道という重要なサービス機関で国民のために仕事をしておるわけですね。そういうことは、これは特許であろうと、免許であるらうと、それらの人たちがやつていいと思うのですが、管理業務というものは、もう日本じやまだあまりないといふか、大きく問題にされておらぬけれども、集団住宅の管理業務といふものは、これは相当な経験とそれから学問としての体系も持つべき段階に来

ておるのじやないか、という立場に考えておるわけなんです。従つて、半額の資金を持つから半分でやるといふのではなくて、場合によれば、公団自身がわざであります。ある連絡の問題について、特定なる、ある団地の少數の居住者のためのサービスで、それを投資することは云々といふ問題もむろんあります。あります。この問題について、特定なる、ある団地は違うでしょけれども、根本的には、少なくとも地方々々の一つの色彩と条件は違つてしまふけれども、根本的に問題は、そろした意味のもととなるが、少なくも地方々々の一つの色彩と指導会社といふものができて、それが各団地々々に同じような、また、地方によっては異なつた業務を営むという構想で立てよろとするのか。あるいは団地々々で小さくまとまって、たとえば松戸なら松戸でもつて、だれかがやるんだといふことになるのか、その点はどうなんですか。どういう形のそなした機關を設けようといふのですか。

○参考人(換間茂君)　これはまだ試験的のものでございますが、会社の経営としまして、あまり小規模なものでは運営がつかないといいます。なるほど松戸は人口にしてやがては二万五千人のものになると思ひます。その一つの団地ないしは近傍の二つの団地、三つの団地ぐらいのものを引き受けた單独の会社を作るといふことは、これは企業の経営から適当でないと思ひます。そうかといって、日本全国の各団地を一つの指導会社によってやるものができる、それで運営していくといふことも、これも適当でないのじやないか、やつてみた上でないと、私ははつきりとは申し上げかねますが、幾つかのものは将来できる可能性があると思ひます。たとえば東部日本、西部日本といふあたり何なりはあるなたが持つていてるかもし

度のものに進めていく方が、会社の経営としては適当ではないかと思つておられますけれども、これはある程度、将来の問題でございますので、ここで、この問題について、特定なる、ある団地で處理しようといふことになると、これは相当大がかりなものでしょと、これは相当大がかりなものでしょう。屎尿の問題にして、当然これは地方公共団体が担当しなければならないものであるけれども、新しく団地ができたために、入居者があつた場合にはこれはとてもそういう異変そこに二万人、三万人というような公団にはこれがとてもそういう異変ですね、一つの地方行政、地方公共団体にすれば、これに追いついていくうえに、一つの地方行政、地方公共団体が自分で処理しなければならぬといふことも生まれてくるのではないかと思うのです。これは全國的な実態を私は知つておられませんけれども、私が拝見しておるところの団地を見ても相当な資金がなければならぬ。そうすると、これが利権的な扱い方をされますと、やはり電鉄会社その他がその周辺に自分の宅地を持っておつて、そこに飛び込んで、いつて經營に當たるといふようなことがありますあるかもわからぬけれども、株式会社にすることは自由です。特定の株を持たしてはならぬといふことはないと思いますし、といって株式会社だつて全額を公団が持つておる会社なら別ですけれども、半額とかある

できる。それが最近のいろいろな財産の利益になるような施設です、これは今まで公団のいろんな本業の経営の中でもやり得るわけです。ところが先ほどちょっと例に出ました託児所の規模ほど何を買うにしても安く買えるわけですね。個々に買うよりも全部仕入れれば安くなるのです。そういう点で資本主義的な利潤を上げるために、運営ということになると、入居者は決して安いものは買えなくなつてくる。そういう点の構想はこれからでしょけれども、実にむずかしい問題が残ります。かつまた国民から奪なにおがするぞと言われるといふんから、あえて場合にはさつそくあなた方も手がけると思うのです。おそらく三十六年度のあなたの方の予算の中にこれは織り込んで建設大臣の認可を受けると思うのです。事業計画でもつて、だから今、総裁にその構想を言えと言つてもできなかつた。建設大臣の認可を受けると思うのでは、事業計画でもつて、だから今、総裁にその構想を言えと言つてもできなかつた。これは近いうちに、この法律の審議中とは言いませんけれども、どういう形のものを具体的にどれをやつてどうするのかといふことでしょけれども、これは近いうちに、この法律の審議中とは言いませんけれども、どういう形のものを具体的にどれをやつてどうするのかといふことだらはは明らかにしてほしいと思ふのです。単なる委任だけじゃ困ると思うのです。

○参考人(渡辺喜久造君)　お話を点はがけて、それで運営していくといふことは、これまで運営していくといふことはないと思いますし、といって株式会社だつて全額を公団が持つておる会社なら別ですけれども、半額とかあるういうふうな感じが私などはしておらず、非常にごもつともございまして、こままで、現在公団の団地にはスーパー馬ーケットとか小売業者とかいろいろなわば商店関係ですね、こういうのを入つております。この家を建てまし

てわれわれの方は賃貸料をいただいて貸す。まあ、そりあつた一般的な、いわば商売の関係ですね、これは今後おきましてもその線で進んでいきたくはない。別にこういう会社にやらせるつもりはない。それから公団のいろんな施設を引き受けるというようなこともして考えていきたいと思います。

○田中一君　塵芥処理場一つでも自分の団地で處理しようといふことになると、これは相当大がかりなものでしょう。屎尿の問題にして、当然これは地方公共団体が担当しなければならないものであるけれども、新しく団地ができたために、入居者があつた場合にはこれがとてもそういう異変そこに二万人、三万人といふような公団にはこれがとてもそういう異変ですね、一つの地方行政、地方公共団体にすれば、これに追いついていくうえに、一つの地方行政、地方公共団体が自分で処理しなければならぬといふことも生まれてくるのではないかと思うのです。これは全國的な実態を私は知つておられませんけれども、私が拝見しておるところの団地を見ても相当な資金がなければならぬ。そうすると、これが利権的な扱い方をされますと、やはり電鉄会社その他がその周辺に自分の宅地を持っておつて、そこに飛び込んで、いつて經營に當たるといふようなことがありますあるかもわからぬけれども、株式会社にすることは自由です。特定の株を持たしてはならぬといふことはないと思いますし、といって株式会社だつて全額を公団が持つておる会社なら別ですけれども、半額とかあるういうふうな感じが私などはしておらず、非常にごもつともございまして、こままで、現在公団の団地にはスーパー馬ーケットとか小売業者とかいろいろなわば商店関係ですね、こういうのを入つております。この家を建てまし

家賃でこれを提供し同時によくキープをする、修繕関係といったような問題につきましてのサービスをする、いわば家主としての仕事に公団としては実は深入したい。しかし、ああいうふうな田地になりますと、おのずから一つのコミュニティになりますから、いろいろな要請が出てくるわけございまして、どうも民間の採算から見ましても、必ずしもこれで採算がとり切れないと、ある程度同時に公団の全体の仕事の点と歩調を合わせてもらわなければ困る。これはまあ民間の方におまかせする場合も同じような御注文はつけるわけですが、まあ、そういったようないわば入居者全員のという意味の要求でもない、しかし要求としてはご無理ごもつともな要求である、そういったようなちよど中間的なものがそこにあるわけございますので、これまであまり營利本位でなくて、といつて赤字を出さぬ程度でなんとかやっていくれるというようなものを、どうもそういうサービスの要請があるものでござりますから、それで実はそのサービスにこたえる体制の点については、実があるものでござりますから、同時にそしたサービスの要請も確かに無理されておる程度でございますが、私どももます第一にそしたサービスの要請がいるものでござりますから、このサービス会社を作つてやつたらどうかというの私の方の実は考え方でございまして、

それでやつていただけるといふのは、もうおまかせして十分うそれにおまかせしたらいいじゃないか。いろいろな要請が出てくるわけございまして、どうも民間におまかせして十分うそれにおまかせしたらいいじゃないか。どうも民間におまかせして十分うそれにおまかせしたらいいじゃないか。

それでやつております。しかし、公団とか、あるいは厨芥でありますと、これをまとめておいて豚などの養殖をする人が持つていてくれるとかいろいろなことをやつておりますが、そのほかに清掃をやつています。これは主として共益費の方から出していただいて、これが組合でやつてくださつて、あるいは民間でやつてくださつて、そのものはこれ

は私そのままでもいいと思ひますが、しかしそういうふうな適当な機関がない場合におきましては、こういう仕事も代理会社にお願いしてもいいのじやないでしょうか。まあ、何かいわばそ

うした公団の本来の仕事、それから民間の業者としてはちょっとやりかねる仕事、その辺をねらつて、しかも入居者の要請として非常にごもつともであ

ります。そういうふうなことは、公団の施設付き住宅を建設する場合におきましては、こういう仕事も代理会社にお願いしてもいいのじやないでしょうか。まあ、何かいわばそ

うした公団の本来の仕事、それから民間の業者としてはちょっとやりかねる仕事、その辺をねらつて、しかも入居者の要請として非常にごもつともであ

ります。そういうふうなことは、公団の施設付き住宅を建設する場合におきましては、こういう仕事も代理会社にお願いしてもいいのじやないでしょうか。まあ、何かいわばそ

うした公団の本来の仕事、それから民間の業者としてはちょっとやりかねる仕事、その辺をねらつて、しかも入居者の要請として非常にごもつともであ

ります。何戸くらいやつております、年年。私はそれが公団の本筋だと思うのです。何もやたらに新しい宅地を造成して、国電なんかのよろくな騒ぎを

なつている市街地における住宅地の再開発の問題、現在はどういう形でやつてあるのですか。この法律を変えなければどうしてもできない、というところはどこにあるのですか。

○政務委員(種田治君) 従来も市街地の施設付きの住宅は建設いたしておつたわけでございます。それは公団の業務に「附帯する業務」というので、施設の建設、管理または譲渡というのを拡張してやつておつたわけでございま

す。先生もたびたび御力説になつておられますように、今後ますます市街地の宅地の高度利用というふうなことをはからなければなりませんので、三十六年度——ただいま御審議願つております。

○参考人(浜間茂君) 今までやつてお

クが日本に來るので、それにに対するホテルの問題ですね——豪華なものが大いぶできておりますけれども、そういうことは、これは考えるのがおかしい。やはり、ある程度幾つかの地域に分けたところでやるのが、地面に足のついた仕事になるのじやないか。

それから清掃関係につきましては、ごみの最終的なものは、これは地方団体にお話しまして、どうして処理してもらつております。しかし、公団とか、あるいは厨芥でありますと、これをまとめておいて豚などの養殖をする人が持つていてくれるとかいろいろなことをやつておりますが、そのほかに清掃をやつしています。これは主として共益費の方から出していただいて、これが組合でやつてくださつて、そのものはこれ

は私そのままでもいいと思ひますが、しかしそういうふうな適当な機関がない場合におきましては、こういう仕事も代理会社にお願いしてもいいのじやないでしょうか。まあ、何かいわばそ

うした公団の本来の仕事、それから民間の業者としてはちょっとやりかねる仕事、その辺をねらつて、しかも入居者の要請として非常にごもつともであ

ります。何戸くらいやつております、年年。私はそれが公団の本筋だと思うのです。何もやたらに新しい宅地を造成して、国電なんかのよろくな騒ぎを

起こさずよりも、街路を三十分ほど歩いて自分の職場に行く方がどれだけ健康にいいかわからない。それこそほんとうの仕事じゃないかと思うのです。

○参考人(浜間茂君) 今までやつてお

くが日本に來るので、それにに対するホ

テルの問題ですね——豪華なものが大

いぶできておりますけれども、そ

ういふことは、これは考えるのがおか

しい。やはり、ある程度幾つかの地域に分けたところでやるのが、地面に足

のついた仕事になるのじやないか。

○参考人(浜間茂君) まだおのの

ういふことは、これは考えるのがおかしい。やはり、ある程度幾つかの地域に分けたところでやるのが、地面に足のついた仕事になるのじやないか。

○参考人(浜間茂君) まだおののういふことは、これは考えるのがおかしい。やはり、ある程度幾つかの地域に分けたところでやるのが、地面に足のついた仕事になるのじやないか。

○参考人(浜間茂君) まだおののういふことは、これは考えるのがおかしい。やはり、ある程度幾つかの地域に分けたところでやるのが、地面に足のついた仕事になるのじやないか。

と思ひますが、進行状況はそういうことになつておるわけござります。

○参考人(渡辺喜久造君) 数字をちよ

と申し上げますと、分譲、賃貸で三十

五年度まで約十六万八千戸の家を建

てるといふことになつております。そ

の中で市街地住宅でござりますが、こ

れは二いろいろございまして、われわれの

方で賃貸住宅を建てる場合、それから

分譲住宅の中で、下に施設を作り上に

分譲住宅を作る、この約十六万八千戸

の中で、市街地住宅という範疇に属し

ますものが一万二千——これは三十五

年度の計画が入つておりますて、実績

とは多少数字が違います。三十四年度

までの実績、三十五年度の計画といふ

ものを合あせますと、約一万二千。た

だ遺憾ながら、三十五年度の見通しは

これより多少下回るのではないか、か

うに考えます。

○田中一君 強い法の裏づけと申しま

すが、あれば促進されるということ

は、建築基準法のことであつたか、用

途地域の指定で高さの制限なんかあつ

たね、住宅局長。

○政府委員(稗田治君) 建築基準法に

おきましては、高密度地区の指定はでき

るようには現在道が開かれてございま

す。これが割りと実行されておりませ

んのは、御承知のように、都市計画の

施設として決定されますので、市町村

長の意見に基づいて建設大臣が都市計

画審議会に付議して決定するといふこ

とがなつておりますので、地方公共団

体の方で、そいつた強い制限をかけ

ます場合の一般の民度といふようなこ

とが懸念されまして、実際に高密度

地区が指定されますが、個所は非常に少

なくなつております。

○田中一君 少なくなつておるのじや

なくして、今まで指定した例はあるので

すか。

○政府委員(稗田治君) 私、全部ただ

いま資料を持ち合わせておりませんの

で、内訳は存じておりませんけれども

、たとえば大阪市の駅前等は高密度地

区の指定がございます。

○田中一君 そこで總裁に……。そ

う法律があるので、使わないだ

けなんです。地方自治体からくればと

言はうけれども、それは勧奨できるので

すよ。保安上どうで防災上どうだからこ

うしたらどうかと言えば、あるいはイ

エスするかもしれない。それならばそ

れはもう納得の上ですかからきまつて

いるのです。この問題はもう十年も

前からずいぶんやかましく住宅局に

言つているのですが、動かそうとしな

いのです。どこから問題が出てくるか

たらどうかといふことを言えはいい。

今のこところは耐火建築促進法などで

補助金で釣つておるわけです。だから

これはもうそういう法律があるのでだか

ら、住宅公団等は市街地の開発につい

ては、これをこうしてくれといふよう

な要求をしていいと思うのです。そ

うすれば高密度地区といふものもきまり

ます。五階以下はいけないのだときま

れば、五階以上にするにはどうするか

ということをそこで考えるわけです。

その場合に、それじゃ下から公団が全

部資金の方を出してあげましょ、そ

して現在住宅金融公庫等の中高層、あ

なた方やつてあるやつ、そういう面を

それにつけなければいいわけです。

私は、法律にありながら政府の怠慢で

こうした手を打たないで、いたずらに

遠隔地へ宅地を造成して、社会不安と

いうのを呼び込んでいるよう、この

住宅公団のいき方といふものは、市街

地住宅区ですか何かを専門にやると言

うけれども、そういう意欲が強くなつ

たために、ひなたへ出そうと、う、こ

れは賛成です。しかしこれはほんとう

の姿なんです。容易なところから手を

つけるという形で、現在の用地の取得

をやつておりますけれども、現行法で

もそれを動かせば公団の目的が達成さ

れるにかかるわらず、それをしなかつたと

いうことは非常に遺憾です。で、現在

でもやつっているものをひなたに出すと

いう親心的なものはいいけれども、も

う少し的確にこうしなければならない

のだと、う根拠をやはり出してもらわ

ぬと、どうも稗田君の説明は何だか井

戸ばは会議をやつしているような気がす

るのでですが、やっぱり法律を改正する

のですから、もう少ししごととした態

度を示してほしいと思うのだな。

○政府委員(稗田治君) ただいま申し

上げましたのは、高密度地区といふ制限

は基準法によりまして、五十九条でそ

ういったことを建設大臣が指定するこ

とができます。五十九条でそ

ういうことを建設計定すること

地方公共団体の方でそこまで制限を強化するといふことが、実際の問題といふことです。そういう気持になかなかないか、こういうように考えているわ

けでございます。

○田中一君 次の委員会で計画局長を呼んで下さい。

それから、今のお話ですと、現状のままで幅広する諸権利のためになかなかやましくいかないのじやないかといふことは、何も法律を改正する必要はない

が、やはり法律改正までしてひなたにまでやつるところまではやりなさい、まずやれるところまではやりなさい、

一万一千戸やつたんだから、一万二千戸。三十五年度は無理かもしれない

が、やはり法律改正までしてひなたにまでやつるところまではやりなさい、

一万一千戸やつたんだから、一万二千戸。三十五年度は無理かもしれない

利の幅広を調整できるようだ。そういう立法措置が私としてはぜひ必要じゃないか、こういうように考えているわ

けでございます。

○田中一君 次の委員会で計画局長を呼んで下さい。

それから、今のお話ですと、現状のままで幅広する諸権利のためになかなかやましくいかないのじやないかといふことは、何も法律を改正する必要はない

が、やはり法律改正までしてひなたにまでやつるところまではやりなさい、

一万一千戸やつたんだから、一万二千戸。三十五年度は無理かもしれない

ところがあれば、法の改正を当然しなけ

ど

ればならないことにならなければ、われわれはここでいたすらに政府の提案する法律案をただそのままのみにすることはできないのです。どこに持つてゆこうとする意図があるか、どういう形のものを實現しようとしてこの法律を改正するかということをはつきりしなければいかぬと思うのです。従つて今の場合でいえば都市計画その他の問題にも関連がありますから、これは次回に計画局長も来てもらつて、その問題を解明しますけれども、どうも今の住宅局長の答弁は、法律を改正すればすぐなくなるというふうなことになるような気がするので、まあここで非常に困るのだがなあ、そういう答弁は。

○政府委員(鵠田治君) 私、あるいは誤解を受けたかと思いますけれども、私ただいま私見をいろいろ申し上げましたわざでございます。で、今回の市街地施設付き住宅につきましては、現在地主あるいは地上権者等と話し合いで進めてやつていける事業でございまして、これは非常にこの市街地施設付きの住宅もふえて参りましたので、付帯する業務という肩身の狭い立場でなしに、公団のはつきり業務の中明定しようといふわけではございません。なおもちろん事業速度その他につきましていろいろ折衝等に時間がかかりますけれども、三十六年度計画しております三千六百戸の戸数を市街地施設の上に乗せるといったような事業につけましては、ただいま私が私見を申し上げました都市の再開発といつたよ

うな期的的な法律制度を設けなくとも、支障なく事業は遂行できるものと提案することはできないのです。どこに確信しておるわけでございます。
○田中一君 住宅公団はどうなんですか、今の予算上、建設的なものも練り越すといふようなことをしないで、継続的な事業として行なうことはできないのですか。
○参考人(渡辺喜久造君) 私の方の予算関係は債務負担行為という予算と、資金関係の予算と二つに現在分かれています。これは一番当初は國の予算と同じように歳入歳出予算だったのですが、債務負担行為といふのはいわば例外的だったのです。御承知のように発注しましてもやはり相当工期がかかります。これは最初は國の予算通りに歳入歳出予算だつたのであるといふので、必ずしも三十五年度に発注するといふので、大体從來の経験から五ですが、資金を見ましても支出の限度と債務負担、支出は必要なけれども、しかし債務負担は一ぺんに負担しますからそういう予算になつております。それで債務負担にしましても、支出にしましても、一年度限りは繰り越しができる、こうしたことになつておられます。債務負担の発注戸数の方は大体もう年度でもちろんやり切ることにしておりますが、それでも付属の電気工事とかいろいろな小さな屋内工事とかいろいろなものがります、こういうのは主体工事だけ発注は済まして、そして室内工事はあとに回す。これは発注しますと三割の手付も払うといふよなことございまして、多少債務負担行為の方は繰り越しの問題が出てくおくれますと、やはり一年は繰り越し

ができますことになつております。また、それがどの年でやるんだということを考えていると、これはできないんですね。無理なんですよ、相手があることでそれをおのおの希望を持つ者におのれ非常に権利が幅広いといふべきでなければ、それはその通りだと思つちゃも指導してゆく、援助してゆくといふことによって解決すると思うんです。もうせつかちにその年の三千六百戸はその年にしなければならないんだといつてやるから無理が出て、できなくななるんです。そういうことでなくして当然、東京都の例でも、東京都の実態としてこれはどうしてもこうしなければならないんだと、この地区は防火上あらゆる点から見て、そういうふうな判断が下つた場合には、これに対しても、一年かかつても二年かかつても三年かかつてもそれを遂行するため進めなくてはなりません。これはとてもできるまでは、できなければこれはとてもできない 겁니다。で予算上の問題は今言われたように繰り越しは一年といふけれども、用地なんかは一年なんかといふことじやなくて、用地取得なんですから、従つてもうこれは三年でも四年でもかかつてそれを解決するといふよ。あとは法律でそれはびたとせんよ。あとは法でそれにはびたときめてやるんだと、すいぶん抵抗はあるんだけど、やるんだという思

表示をしてぶつかる。これは予算上の問題でもありますけれども、これは住宅公団が積極的に市街地の宅地取得のために、いわゆる高度利用のために腰を据えてやるならば、予算上もそういうふうな問題は单年度の事業予算の中です。その年でやるんだということを考えていると、これはできません。どちらもほんとうにでき上がつて、中でその年でやるんだということを考えてみると、これは昨年くらいの年です。二年、三年、四年とかかってからだと思つましたが、次年度用地をめぐらだと思つましたが、やはり用地区分も同じような考え方であります。そこで多少御説明申上げますと、用地の問題ですが、現在これは昨年くらいまでお話をのように、どちらかといえば年百戸はまだ準備が済まない、その上に集まりましたし、三十六年度も少しごんやりましたが、やはり用地区分がまだ確保しておかなければならぬことがあります。三十五年度も少しごんやりましたが、やはり用地区分がまだ確保しておかなければならぬことがあります。三十六年度もふやしてお話をのように、どちらかといえば年百戸はその年にしなければならないんだといつてやるから無理が出て、できな

てもらいましたが、やはり用地区分がまだ確保しておかなければならぬことがあります。三十六年度もふやしてお話をのように、どちらかといえば年百戸はその年にしなければならないんだといつてやるから無理が出て、できな

を続けていかないとどうも妙な姿になつてしまふ。この土地まで一緒に入つてもらうと非常にいい姿のものにならぬ。もう少しそちらの方のまだ現在イエスといつてくれない人に働きかけてみようじゃないかとかいろいろな話がございまして、予算の面では、話しかけの段階においては事務的な経費は要りますけれども、直接的な施設の建設費とかいろいろな問題が出て参りません、図面だけの問題でありますから、予算の方にはすぐそれが顔を出しておりませんけれども、仕事の方としましてはお話をのようにもう一年ござりまして、お話を御趣旨に確かめの通りでありますと、われわれもその線に沿つて現在努力をしておるという状態でございます。

○田中一君 まあこの次の委員会に計画局長にまきてもらつて……この問題

は単に基準法ばかりの問題ではない、政
府が行政指導で現行法にある範囲の仕
事を進めるには、地方自治団体に対し
ても強力に意思をやはり表明しなけれ
ばならないと思う。それがないから市
街地開発というものがどんどんおくれ
ておるということです。この点は次回
に譲ります。きょうはこの程度にして
おきます。

○藤田進君 十二時半までということ

で時間がないようですが、先ほど来総
裁、副総裁が申し述べられることで、
サービスを徐々にしていく、託児所

その他ですね、その熱意あるいは信念
を疑うものではないのですが、ただ三
十二条を改正し、三十二条の二を加え
るということの関連の質疑に対する御
答弁では、どうも私にわかにその方が

いいといふ結論が出ない。現在公社等
においても託児所なりあるいは洗濯と
かバスとかということをやっているもの
もある。公社 자체がいい質のもの
でみると、しかも安く敏捷に住宅の供給をし
よるというのが動機で設立されたと思
うのです。これは国民に対するある種
のサービスだらうと思うのです。それ
が実際にやつてこられましていろいろ
な要求も出るし、無理からぬものだと
いうことで、ここに三十二条を改正す
るということのようですが、新しい第
二の会社を作つて、これがたとえば全
国を今後東西に分けて法人にするか、新
しい会社を作るといったとしても、新
しくまたそこには管理運営費もかかる
し、いろいろ問題もあるわけで、必ず
しもそろする必要があるのかどうかと
いう答弁については、なるほどとどうも
うなずきかねる。何だかイージーゴー
イングで家主の立場だけいいんだと
いうふうに聞こえるわけで、公団の團
地別といつたような、かなり集団して
おるわけですから、そこで経営にな
れるわけですから、それほど必要
を作ると、それほど必要性、緊急性がある
だらうかといふ気持ちはあります。そ
ちがいたします。そこでその御答弁
は、継続してお伺いしますが、とりあ
えず日本住宅公団の縮減以下の業務運
営の機構を、ずっと前には内閣からも
らったように思うのですけれども、か
なり古い資料しか私のところにありま
せん。その業務運営機構を次回までに
いただきたいと思うのです。

○田中一君 まあこの次の委員会に計
画局長にまきてもらつて……この問題
は、学校がどうだ、生まれがどうだ言
いませんが、どういう前歴の人たちな
のかどうか、その機構に名前が出てく
ると思いますから、大蔵省からとか建
設省からとか、銀行からとかいうもの
をちょっとお示しをいただきたいと思
うのです。

○参考人(挿間茂君) それは管理人と
役員でござりますか。

○藤田進君 いや、その機構がわかり
ますね、その辺とか局長とか局長ま
で数があまりないでしょから。

○参考人(渡辺喜久造君) かしこまり
ました。その資料は次回までに用意し
ておきます。

それから時間もないというお話をあ
れですが、これは次回でもゆっくり御
質問願い、お答えしたいと思うのです
が、正直に言いまして、第二会社でな
くとも、公団自体がやつてもいいん
じやないかというのは一つの考え方と
してあり得ると思いませんが、私ども実
際に仕事をやつてみまして、実は全国
でもう賃貸住宅が十萬を実はこしてお
るわけです。まずもって公団としての
本來の仕事は、家を片方で建設をどん
どん進めているわけです。従いま
して、計画による建設の進行、遂行のた
めには土地を取得するとか、問題がま
ずありますし、それから先ほど言いま
したように、農地法の問題もございま
す。

○参考人(渡辺喜久造君) 入居者の方
から敷金をいただいている。これが
かなりの額になつております。それで
別に入居者の方との契約によりまして
は、敷金につきまして利息をつけると
かつけないとかといふ問題は契約の中
に入つております。しかし公団とい
たしましての考え方方といつてしま
は、大体それに対してそれのまあ六分
相当額というものを一応目途にしまし

せんが、私自身も、住宅公団はあれは
九段にございましたが、行列に参加し
たり実際やつてみました。いろいろな
ものもある。公社 자체がいい質のもの
の方、それから管理委員会というのが
ありますね。この住宅公団に入られる
直前ないしその前ぐらいでいいんです
が、学校がどうだ、生まれがどうだ言
いませんが、どういう前歴の人たちな
のかどうか、その機構に名前が出てく
ると思いますから、大蔵省からとか建
設省からとか、銀行からとかいうもの
をちょっとお示しをいただきたいと思
うのです。

○参考人(挿間茂君) それは管理人と
役員でござりますか。

○藤田進君 いや、その機構がわかり
ますね、その辺とか局長とか局長ま
で数があまりないでしょから。

○参考人(渡辺喜久造君) かしこまり
ました。その資料は次回までに用意し
ておきます。

それから時間もないというお話をあ
れですが、これは次回でもゆっくり御
質問願い、お答えしたいと思うのです
が、正直に言いまして、第二会社でな
くとも、公団自体がやつてもいいん
じやないかというのは一つの考え方と
してあり得ると思いませんが、私ども実
際に仕事をやつてみまして、実は全国
でもう賃貸住宅が十萬を実はこしてお
るわけです。まずもって公団としての
本來の仕事は、家を片方で建設をどん
どん進めているわけです。従いま
して、計画による建設の進行、遂行のた
めには土地を取得するとか、問題がま
ずありますし、それから先ほど言いま
したように、農地法の問題もございま
す。

○参考人(渡辺喜久造君) 入居者の方
から敷金をいただいている。これが
かなりの額になつております。それで
別に入居者の方との契約によりまして
は、敷金につきまして利息をつけると
かつけないとかといふ問題は契約の中
に入つております。しかし公団とい
たしましての考え方方といつてしま
は、大体それに対してそれのまあ六分
相当額というものを一応目途にしまし

第四八二号 昭和三十六年二月七日
受理 集中豪雨による災害復旧の特別財政措置に関する請願
請願者 愛知県豊田市議会議長 佐野義一
紹介議員 青柳 秀夫君 草薙 隆圓君

昭和三十五年八月各地を襲つた集中豪雨による被害は、公共施設のほか住居、農林産物等甚大であり、その復旧は容易でなく、現下の地方財政では、とうてい支弁できない実情にあるから、(一)農林施設、公共土木施設並びに教育施設災害復旧については、その復旧促進を図るために高率補助を得られるよう特別立法の措置を講ずると共に、抜本的な全面改修を実施すること、(二)小規模災害復旧については、国庫補助の対象となるよう特別立法を講ずると共に、市負担分については全額起債を認め、償還にあたつては、元利補給の途を講ずること等特別措置を講ぜられたいとの請願。

第五〇三号 昭和三十六年二月八日
受理 関門トンネル通過料金引下げ等に関する請願
請願者 福岡県小倉市鳥町小倉商工会議所会頭 高田百喜外十九名
紹介議員 吉田 法晴君

関門トンネル通過料金引下げ等に関する請願は、公共施設の整備にあわせて、(1)全建設戸数を不燃堅ろう化すること、(2)平均規模を引き上げること、(3)標準建設費を実情にあわせるよう引上げること、(4)共同施設建設トネルの利用度は、種々の原因があるが、通過料金があまりにも高額であるため、十分とはいえない状態にあるから、道路公团が開通後二十六年間で償還しなければならない建設費の半額を政府が肩替わりするなど適切な措置を講じ、現行料金を半額に引き下げられたい。また、関門トンネルに接続している山口県側の取付道路(長府道路)は、本州から関門トンネルに通する平行路線を他に持たない唯一の道路であり、この道路の通過料金が関門トンネルの高額料金に更に加わる料金となるため、本州・九州を往来するには、ばく大な高額料金となるから、この取付道路の通過料金を全廃するとともに、トンネル通過料金の大幅引下げ措置を講ぜられたいとの請願。

第五〇四号 昭和三十六年二月八日
受理 住宅建設促進に関する請願
請願者 福岡市天神町一福岡県住宅建設促進協議会 内鶴崎多一
紹介議員 吉田 法晴君

政府は、住宅問題を重点施策としてとり上げ、住宅の緩和に銳意努力されているが、なお低家賃住宅の不足、新規世帯の増加並びに災害等による滅失のために、現在依然として住宅難は深刻なものが、あるから、今後の住宅建設にあたつては、(一)政府施策として公営住宅建設を最重点とすること(特に低家賃住宅の拡大)、またその内容についてことは、(1)全建設戸数を不燃堅ろう化すること、(2)平均規模を引き上げること、(3)標準建設費を実情にあわせるよれ当該各号に定めるところによること、(4)共同施設建設(定義)この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ用に供される土地及びその附近地においてこの法律で定めるところに従つて行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築

第一節 测量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施行地区(市街地改造事業を施行する者をいう)の取得に関するもの(除外)

第九節 地の取得に関するもの(除外)

促進すること、(三)宅地対策の強化を図ること、(四)産業労働者住宅のわくを拡大すること、(五)農漁村住宅対策の拡大を図ること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施行地区(市街地改造事業を施行する者をいう)の取得に関するもの(除外)

第九節 地の取得に関するもの(除外)

敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

二 建築施設整備事業 市街地改造事業のうち建築物及び建築敷地の整備に関する事業(建築敷地の取得に関するものを除く)。

三 施行者 市街地改造事業を施行する者をいう。

四 施行地区 市街地改造事業を施行する土地の区域をいう。

五 公共施設 政令で定める重要な道路、広場その他の公共の用に供する施設をいう。

六 施設建築物 建築施設整備事業によつて建築される建築物をいう。

敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

第一節 測量、調査及び土地の収用等(第七条—第十一条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条—第三十条)

第三節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第四節 建築施設に関する権利(第四十一条—第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条—第五十二条)

第六節 関係の確定等(第四十二条—第四十三条)

第七節 建築施設の部分による対價の給付(第三十一—第三十九条)

第八節 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十 借家権 建築物の賃借権をいう。

十一 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十二 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十三 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十四 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

十五 借家権 建築物の賃借権をいう。

十六 借地権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十七 借家権の設定されたことが明らかなるものを除く。

十八 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

十九 借地権 建築物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

二十 借家権 建築物の賃借権をいう。

によつて、都市計画として決定することができる。

一 当該区域内に公共施設に関する都市計画が決定されていること。

二 当該区域が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四

十八条第一項の用途地域(工業地域を除く)内にあること。

三 当該区域(公共施設の用に供される土地の区域を除く)以下次号において同じ)の二分の一をこえる部分が建築基準法第五十九条第一項の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る)内又は同法第六十条第一項の防火地域若しくは準防火地域内にあること。

四 当該区域内にある耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう)以外の建築物で地階を除く階数が二以下であるものの建築面積の合計が当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の三分の二をこえていること。

五 当該区域内の公共施設の整備に伴い、建築敷地として形のととのわない又は地積の過小な土地が当該公共施設に隣接するところとなるため、市街地としての環境が著しくそくなわるおそれがあること。

六 当該区域内に建築物が密集しているため、土地の区画及び形質の変更のみによつては、当該区域内の土地の合理的な利用の増進を図ることが困難であること。

第四条 前条の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一 公共施設の整備に関する計画は、前条第一号の都市計画に従つて定めること。

二 建築物の整備に関する計画は、公共施設の整備によって生ずる空間の有効な利用及び建築物相互間の開放性の確保を考慮して、建築物が都市計画上當該区域内にふさわしい階数、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。

三 建築敷地の整備に関する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるよう定めること。

(市街地改造事業の施行)

第五条 市街地改造事業は、都市計画事業として施行する。

都道府県知事又は市町村長の統轄する都道府県又は市町村が建設大臣に建築施設整備事業を施行することを申し出たときは、建築施設整備事業は、その都道府県又は市町村が施行するものとする。

第二章 市街地改造事業 第一節 測量、調査及び土地の収用等 (測量及び調査のための土地の立入り等)

第七条 市街地改造事業を施行しようとする者は又は施行者は、市街地改造事業の施工の準備又は施工のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第八条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除以下「試掘等」とする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除以下「試掘等」という)を行なおうとする場合における、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ること¹ができる。この場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ること²ができる。

3 第一項の規定により障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除すること³ができる。

4 前項の規定により障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるとするときは、当該障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

5 前項の規定により障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうとする者は、当該障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 前項の規定により障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す證明書を携帯しなければならない。

7 前項の規定により障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す證明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

8 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

10 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

11 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

12 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

13 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

14 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

15 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

16 前二項に規定する證明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

第十条 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者(それらの者が、建設大臣であるときは國、

都道府県知事であるときは都道府県、市町村長であるときは市町村は、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対する通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者は又は損失を受けた者は、政令で定めることにより、収用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第十一條 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合には、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のために必要なと認めるとときは、許可に期限を附した条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合には、これらの人から當該土地、建築物そ

くは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対して、相手は譲り又はその譲本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十三條 都市計画事業として決定された市街地改造事業を施行すべき土地の区域内において、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築若しくは増築を行なう、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事(建設大臣が市街地改造事業を施行すべき土地の区域内にあつては、建設大臣以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のために必要なと認めるとときは、施行者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができ。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却する。

(関係簿書の閲覧等)

第十二条 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合は、施行地区となるべき区域若し

くは施行地区を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に対して、相手は譲り又はその譲本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(一時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずることができ。)

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは移転若しくは除却を命ずべき者について聽聞を行なわなければならぬ。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聽聞に応じないとときは、この限りでない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは除却する旨を公告しなければならない。

(二時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずるべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

第十四條 施行者は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合には、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地取用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利を収用される者で当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有するものは、その建築物の取用を請求することができる。(物件の移転命令等)

第十五條 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復しその後、若しくは移転し、若しくは除却する。

3 土地取用法第十九条及び第二十条の規定は、第十四条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

(土地取用法の適用等)

第十七条 第十四条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用については、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地取用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十四条第二項の規定による収用の請求について準用する。

3 土地取用法第八十七条の規定は、第十四条第二項の規定による収用の請求について準用する。

(事業計画の決定及び認可)

第十八条 施行者は、事業計画を定めなければならない。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところによればならない。

2 前項後段の規定は、事業計画を定めなければならない。この場合に

しは除却する旨を公告しなければならない。

件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

(一時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずるべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

(二時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずるべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

(二時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずるべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

(二時収容施設等の設置のための期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは除却を命ずるべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

な変更をする場合を除く。)に準用する。

(事業計画の内容等)

第十九条 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

2 この法律に規定するもののほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(事業計画の公告)

第二十条 施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき(政令で定める軽微な変更をしたときは除く)、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。

(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)

第二十一条 事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者(その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者)又は権原によりその土地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該土地、借地権又は建築物の対價に代えて、施設建築物の一部(施設建築物の共用部分の共有持分を含む)及び施設建築敷地の共有持分(以下「建築

施設の部分」と総称する)の譲受けを希望する旨の申出(以下「譲受け希望の申出」という。)をすることができる。

2 前項の建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者。以下同じ。)は、同項の期間内に、施行者に対して、建設省令で定めるところにより、施設建築物の一部の賃借り希望する旨の申出(以下「賃借り希望の申出」という。)をすることができる。

3 第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

2 施行者は、管理処分計画を認めることにより、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

3 第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

2 施行者は、管理処分計画には、建

設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(管理処分計画の内容)

第二十三条 管理処分計画には、建

設省令で定めるところにより、次

の各号に掲げる事項を定めなけれ

ばならない。

1 配置設計

二 譲受け希望の申出をした者で

建築施設の部分を譲り受けるこ

とができるものの氏名又は名称

及び住所

三 前号に掲げる者の土地、借地

権又は建築物並びにその者がそ

の対價に代えて譲り受ける建築

施設の部分の明細及びその価額

の概算額

四 賃借り希望の申出をした者で

施設建築物の一部を賃借りする

ことができるものの氏名又は名

称及び住所

五 前号に掲げる者が賃借りする

施設建築物の一部

による手続に必要な期間の経過

あるのは、「施行地区に編入された土地の区域」と読み替えるものとする。

(管理処分計画の決定及び認可)

第二十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遲滞なく、施行地区(施行地区が工区に分かれているときは、施行地区又は工区)ごとに建築施設の管理処分計画(以下「管理処分計画」という。)を定めなければならぬ。この場合において、建設

八 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 施行者は、管理処分計画を定めることは、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

3 第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

2 施行者は、管理処分計画には、建

設省令で定めるところにより、次

の各号に掲げる事項を定めなけれ

ばならない。

(管理処分計画の基準)

第二十四条 管理処分計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、建

築施設の合理的利用を図るよう

に定めなければならない。

(管理処分計画における定めなければならない事項)

第二十五条 管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者に對しては建築施設の部分を譲り渡すように定め、賃借り希望の申出をした者のうち、建築施設の部分を譲り受け希望の申出をした者に對しては、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に對しては、第一項の規定に對しては、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。

4 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定める。

5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく大である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りることとなる者に対することは、第一項の規定に基づくように定めなければならない。

合においては、前項の規定によれば床面積が過小となる施設建築物の一部の規定期限により、施行者が床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、前項の規定によれば床面積が大で余裕がある施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。

2 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定める。

3 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

2 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

3 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

4 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

5 前項の規定により定められた床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定めなければならない。

第二十八条 建築施設のうち譲受け希望の申出をした者に譲り渡し、又は貸借り希望の申出をした者に貸し貸ししない部分は、原則として、公募により譲り渡し、又は貸貸することとしなければならない。

(管理処分計画の縦覧等)

第二十九条 施行者は、管理処分計画を定めようとするときは、これを二週間譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者の縦覧に供しなければならない。

この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間をそれらの者に通知しなければならない。

2 譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者は、縦覧期間内に、管理処分計画について施行者に意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の意見書の提出があつた場合においては、これを審査委員の審査に付し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは管理処分計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めた者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、その通知を受けた日から一週間以内に、譲受け希望の申出又は貸借り希望の申出を撤回することができる。

5 施行者が管理処分計画に必要な修正をえたときは、その修正部分についてさらに第一項からこの

項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものである場合には、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

6 前五項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く)に準用する。この場合において、第一項及び第二項中「譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者」とあるのは、「変更部分に係る譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者」と読み替えるものとする。

(管理処分計画の公告等)

第三十条 施行者は、管理処分計画を定め、若しくは変更したとき(政令で定める軽微な変更をしたときを除く)又は管理処分計画若しくはその変更の認可を受けたときは、遅滞なく、建設省令で定める事項を、公告するとともに、譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者に通知しなければならない。

第三節 建築施設の部分による対償の給付

(建築施設の部分による対償の給付)

第三十一条 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受ける者として定められた者(以下「建築施設の譲受け予定者」という。)の土地、借地権又は建築物が施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する場合においては、その取

得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対償(その対償の額が当該建築施設の部分の価額をこえるときは、その対償のうち当該価額に相当する部分)に代えて、この法律で定めるところにより当該建築

施設の部分が給付されるものとする。

2 土地收回法百条の規定は、前項に規定する対償(その対償の額が管理処分計画において定められた当該建築施設の部分の価額の概算額をこえるときは、その対償のうち当該概算額に相当する部分)

に關しては適用しない。

3 第一項の土地、借地権又は建築物が施行者の契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの土地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権又は抵当権は、消滅する。

(物上代位)

第三十二条 前条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的である場合においては、その差額に相当する金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

(土地等の取得又は消滅の制限)

第三十三条 第三十一条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的である場合においては、その差額に相当する金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

(前条第二項に規定する場合における対償の払渡しに代えての供託)

先弁済を受けることができる範囲は、当該建築施設の部分の給付を受ける権利の代価のうち、これを当該各土地、借地権又は建築物の対償の額に応じて配分した額を限度とする。

(土地等の取得又は消滅の際における対償の払渡しに代えての供託)

第三十四条 譲受け希望の申出をした者の土地、借地権又は建築物は、管理処分計画の公告(第二十一条第四項において準用する同条第一項の規定により定められた建築施設の部分の価額の概算額において、同項の例により配分した額)をこえるときは、施行者は、その差額に相当する金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

(土地等の取得又は消滅の制限)

第三十五条 譲受け希望の申出をした者に係る建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の概算額がその土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限り、管理処分計画の公告の日から起算して二週間以内に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。

2 建築施設の部分の譲受け予定者と施行者の間で、その土地、借地権又は建築物に關し、管理処分計画の公告の日以後に、譲渡若しくは消滅に關する施行者との契約が成立し、又は取用による損失の補償の裁決を受けたものは、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額をこえる場合に、その土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限り、譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額がその土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限り、その契

2 建築施設の部分の譲受け予定者と施行者の間で、その土地、借地権又は建築物に關し、管理処分計画の変更の公告(以下次条において同じ)の日前及びその日から起算して二週間以内においては、その譲受け予定者と施行者の間で、その土地、借地権又は建築物の対償の額が定められた場合の譲受け希望の申出を撤回することができない。(対償の額が定められた場合の譲受け希望の申出の撤回)

第三十五条 建築施設の部分の譲受け予定者で、その土地、借地権又

一六

約が成立し、又は裁決を受けた日からその譲渡若しくは消滅の日又は収用の時期までの間に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。(管理処分計画の変更に伴う対價の払渡し)

第三十六条 建築施設の部分の譲受け予定者が第二十九条第六項において準用する同条第四項の規定により譲受け希望の申出を撤回したときは、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていない部分の金額を払い渡さなければならない。

(建築施設の部分の価額の概算額を減ずる管理処分計画の変更をした場合において、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていないときは、施行者は、その差額に相当する金額を払い渡さなければならない。)

(利息相当額の払渡し)

第三十七条 施行者は、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていない部分の金額について、政令で定めるところにより、政令で定める利率により算出した利息に相当する金額を払い渡さなければならぬ。

(管理処分計画の変更に伴う対價の払渡し及び利息相当額の払渡しに基づき、又は収用により、施行者

に取得され、又は消滅する時にて、先取特権、賃権又は抵当権の目的となつていた場合においては、施行者は、前二条の規定により払い渡すべき金額(第三十六条第二項の場合において、第三十二条第二項に規定する場合に該当するときは、同項の例により配分した金額)を払渡しに代えて供託しなければならない。

(建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡等の対抗要件)

第三十九条 第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡又はその権利を目的とする實權の設定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定に従い、建設省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その第三者に対抗することができない。

(工事の完了の公告等)

第四十条 施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、建築施設の部分の譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を貸借りすることができる者として定められた者に通知しなければならない。

(建築施設の部分の取得等)

第四十一条 前条の公告の翌日において、建築施設の部分の譲受け予定者は、管理処分計画において定められた建築施設の部分を取

得し、管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、その施設建築物の一部について賃借権を取得する。

第四十二条 施行者は、政令で定めることにより、前条第一項の規定により建築施設の部分を取得した者のために、通常なく、所有権の取得の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は収用により、先取特権、賃権又は抵当権の目的となつて、前条の公告の日までに、その者とその先取特権、賃権又は抵当権(これらの権利を目的とする権利を含む。)を有していた者との間に、当該建築施設の部分の譲受け予定者の建築施設の部分の給付を受ける権利に対する権利の消滅に関する合意が成立しないときは、当該建築施設の部分の譲受け予定者は、その者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていない部分の金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

(借家条件の協議)

第四十三条 建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りする者から施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

(裁定の効果)

第四十五条 前条第一項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(建築施設の部分の価額等の確定)

第四十六条 施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、すみやかに、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に関する事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び近傍類似の土地又は建築物の価額を基準として、建築施設の部分の譲受け予定者が取得した建築施設の部分の価額及び賃借り希望の申出をした者が施行者から賃借りした施設建築物の一部の家賃の額を確定しなければならない。

5 第一項の賃借権は、次条第一項の質権又は抵当権に対抗することができない。

(登記の嘱託)

第四十二条 施行者は、政令で定めることにより、前条第一項の規定により建築施設の部分を取得した者のために、通常なく、所有権の取得の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は収用により、先取特権、賃権又は抵当権の目的となつて、前条の規定による登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前条第二項に規定する合意が、同条第一項の規定により取得された建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件として権利を設定する場合には、施行者は、政令で定めるところにより、質権又は抵当権の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

(借家条件の協議)

第四十三条 建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りする者から施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

(裁定の効果)

第四十五条 前条第一項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(建築施設の部分の価額等の確定)

第四十六条 施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、すみやかに、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に関する事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び近傍類似の土地又は建築物の価額を基準として、建築施設の部分の譲受け予定者が取得した建築施設の部分の価額及び賃借り希望の申出をした者が施行者から賃借りした施設建築物の一部の家賃の額を確定しなければならない。

一 賃借りの目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべき場合にあつては、その額

4 前項に規定する合意が成立したときは、当事者は、前条の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

4 前項の期日までに同項の届出がないときは、第二項に規定する合意が成立しなかつたものとみなす。

4 前項に規定する合意が成立したときは、当事者は、前条の公告の日に前条の規定による協議が成立しない場合においては、施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。

(清算)

第四十七条 前条の規定により確定した建築施設の部分の価額と当該

項の規定により取得した者の土地、借地権又は建築物の対價のうち払渡しをしていない部分の金額

とに差額がある場合においては、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければ

ならない。

2 前項の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又

は取用により、施行者に取得され、又は消滅する時において、先

取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合には、施行者は、同項の規定により交付すべき

清算金(第三十二条第二項に規定する場合においては、同項の例により配分した金額)を払渡しに代えて供託しなければならない。

3 第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して分割して徴収することができる。

4 施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附した場合においては、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

5 前項の規定による督促をするところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができ

6 第四項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき清算金を納付しないときは、施行者は、国税滞納処分の例により当該

清算金及び前項に規定する延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 延滞金は、清算金に先だつものとする。

(清算時効)
第四十八条 前条第一項の清算金及び同条第五項の延滞金を徴収する権利は、五年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

2 前条第四項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかるらず、時効中断の効力を有する。

(先取特権)

第四十九条 第四十七条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、同項の建築施設の部分の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第四十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超えて存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つて登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定

に従つてした登記とみなす。

(第二十三条第七号に規定する部分の管理処分)

第五十条 施行者は、建築施設のうち第二十三条第七号に規定する部

分については、管理処分計画で定めるところにより、管理し、又は

処分しなければならない。

(費用の負担等)
第五節 費用の負担等

第五十一条 都市計画法第六条から第七条まで及び第九条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

第五十二条 市街地改造事業によって整備される公共施設、建築物その他の施設の整備に要する費用に關し他の法令(都市計画法及びこれに基づく命令を除く。)に施行者以外の者の費用の負担又は補助に關する特別の規定がある場合においては、それらの規定の適用があるものとする。この場合において、その適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査委員)

第五十三条 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)は、その施行する市街地改造事業ごとに、この法

律又はこの法律に基づく命令で定めた権限を行なわせるため、審査委員三名以上を選任しなければならぬ。

め、その二分の一をこえる者の反対があつた者は審査委員に選任することができない。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(処分、手続等の効力の承継)
第五十四条 施行者施行地区内の建築物若しくは土地について権利を有する者又は第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律

又はこの法律に基づく命令により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの人者となつた者としたものとみなさる。この場合においては、その適用に関する事項は、政令で定めるところによつて書類の送付に代わる公告

第十五条 施行者は、市街地改造事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えられることができる。

2 前項の公告があつた場合には、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(不動産登記法の特例)
第五十六条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

2 前項の公告があつた場合には、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書等の提出の期間の計算等)
第五十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定の期間内に施行者に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出された場合においては、郵便に要経過した後においても、容認すべき理由がある場合においては、受

理した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期限が経過した後においても、容認すべ

り希望の申出をした者及び賃借

事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つて登記は、民法

第三百三十八条第一項本文の規定

に従つてした登記とみなす。

2 施行者は、審査委員を選任しよ

うとするときは、あらかじめ、讓

受け希望の申出をした者及び賃借

事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つて登記は、民法

第三百三十八条第一項本文の規定

に従つてした登記とみなす。

2 施行者は、審査委員を選任しよ

うとするときは、あらかじめ、讓

受け希望の申出をした者及び賃借

事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つて登記は、民法

第三百三十八条第一項本文の規定

に従つてした登記とみなす。

(関係簿書の備付け)

第五十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、市街地改造

事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(技術的援助の請求)
第六十条 都道府県知事又は都道府

県は建設大臣に対して、市町村長

一八

又は市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ市街地改造事業に関し専門的知识を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督)

第六十一条 建設大臣は、施行者の行為なら处分又は工事が、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、その施行者に対し、市街地改造事業の適度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等)

第六十二条 建設大臣は都道府県事務課長又は市町村に対して、都道府県知事は市町

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをことができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。)に異議の申立てをることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第五号)

第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があらゆる場合の讀替え)

第六十三条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」といふ)が場合においては、第二(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした

に不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)第二条の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十一年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和十二年法律第三十一号)と読み替えるものとする。

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二十一号ノ二を第二十一号ノ三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ一 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律ニ依ル市街地改造事業行者ノ嘱託ニ係ルモノ

(都市計画法の一部改正)

4 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「第十二条ノ土地整理事業」の下に「若ハ第十六条第二項ノ建築敷地造成ニ関スル事業」を加える。

第十六条第二項中「政令」を「法律」に改める。

第二十一条中「及第十六条第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

5 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の七の次に次の二号を加える。

五の八 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

(昭和三十六年法律第号)の施行に関する事務を管理することと。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第号)第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を取得した者(譲渡に因り当該権利を取得した者を除く)が同法第四十一条第一項の規定により建築施設の部分を取得した場合においては、当該建築施設の部分の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定にかかわらず、その者が市街地改造事業を行する土地の区域内に所有していない場合にあつては、政令で定めることにより、道府県知事が固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めることにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

7 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第三十一条第一項第一号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)」の下に「、公共施設の整備に

関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第号)」を以下次条及び第三十四条において同

「市街地改造法」という。」を加える。

第三十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 土地、土地の上に存する権利又は建築物が市街地改造法

規定する市街地改造法をい

う。以下この条において同

じ。による市街地改造事業

の施行により買取られ、又

は収用された場合において、

同法第三十一条第一項の規定

によりその対償として同項に

規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得すると

き。

第六十五条に次の二項を加え

る。

4 第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、同号の給付を受ける権利につき譲渡、遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十

九条までにおいて同じ)又は贈与(相続人に対する贈与で被相続人の贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ)があるときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、遺贈又は贈与のあつた日において同一の規定による土地、土地の上に存する権利又は建築物の譲渡、遺贈又は贈与があつたものとみなしして所得税法第九条第一項及

び資産再評価法第八条第二項又は第九条の規定を適用し、市街地改造法第三十六条第一項若し

くは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同法第四十七条第一項の規定により同項の差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのな

つた日において当該土地、土地の上に存する権利又は建築物の上に存する権利又は建築物の譲渡があつたものとみなして前条の規定を適用する。

第三十二条第一項中「第三十二

条の二」を「第三十二条第一項若しくは第二項の二に改め、「代替資産又は換地処分等」の下に「(市街地改

造法第三十一条第一項の規定によ

る給付を含む。以下この条において同じ。」を加え、「(包括遺贈及

び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同

じ。」「(相続人に対する贈与で被相続人の贈与者の死亡によ

り効力を生ずべきものを除く。

第六十五条に規定する場合には、当該権利のうち同項に

規定する差額に相当する金額に

対応するものとして政令で定め

る部分)につき収用等又は換地

分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項か

ら前項までの規定を適用する。

つた場合において、これに代わるべき者があるときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その者について、その者が同項各号の一に該当することを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 総合工事業者の登録を受けた建設業者は、第十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(総合工事業者の登録の抹消)

第十七条の五 建設大臣又は都道府県知事は、次の場合においては、登録簿につき、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を抹消しなければならない。

1 第十五条第一項の規定により登録を抹消した場合

2 第二十九条第二項の規定により総合工事業者の登録を取り消した場合

(省令への委任) 第十七条の六 この章及び第二十九条第二項に規定するものほか、総合工事業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(専門工事業者) 第十七条の七 総合工事業者の登録を受けた建設業者以外の建設業者は、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十七条の八 この章及び第二十九条の二 第二十七条の次に次の二章を加える。

第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査

この章に規定するもののほか、第二十七条の二第一項の審査及び前条の再審査に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第二十六条第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第二十七条の次に次の二章を加える。

(経営に関する事項の審査)

第二十七条の二 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しなければならない。

(総合工事業者の登録の抹消)

第十七条の五 建設大臣又は都道府県知事は、次の場合においては、登録簿につき、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を抹消しなければならない。

1 第十五条第一項の規定により登録を抹消した場合

2 第二十九条第二項の規定により総合工事業者の登録を取り消した場合

(省令への委任) 第十七条の六 この章及び第二十九条第二項に規定するものほか、総合工事業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(審査の結果の通知)

第十七条の三 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたときは、当該建設業者に対して、その者に係る審査の結果を通知しなければならない。

2 前条第一項の建設工事の注文者の請求があつたときは、当該注文者に対して、同項の審査の結果を通知しなければならない。

(再審査の申立)

第十七条の四 第二十七条の二第一項の審査の結果について異議のある建設業者は、当該審査を行なつた建設大臣又は都道府県知事に、

に対して、再審査の申立てをすることができる。

(省令への委任)

第二十七条の五 この章に規定するもののほか、第二十七条の二第一項の審査及び前条の再審査に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第二十九条の二第一項に規定する要件を欠くに至った場合

第三十七条を次のよう改める。

2 不正の手段により総合工事業者の登録を受けた場合

第三十七条を次のよう改める。

2 不正の手段により総合工事業者の登録を受けた場合

第三十九条中第三号を第六号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第二号とし、第一号と

第三十七条を第三号とし、第一号と

第三十七条を第四号とし、第一号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第六号とし、第一号と

第三十七条を第七号とし、第一号と

第三十七条を第八号とし、第一号と

第三十七条を第九号とし、第一号と

第三十七条を第十号とし、第一号と

第三十七条を第十一号とし、第一号と

第三十七条を第十二号とし、第一号と

第三十七条を第十三号とし、第一号と

第三十七条を第十四号とし、第一号と

第三十七条を第十五号とし、第一号と

第三十七条を第十六号とし、第一号と

工事業者の登録を受けたものが次の各号の一に該当するときは、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を取り消さなければならぬ。

2 第十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至った場合

第三十三条第六項の規定による届出をしなかつた者

第三十九条中第三号を第六号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第二号とし、第一号と

第三十七条を第三号とし、第一号と

第三十七条を第四号とし、第一号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第六号とし、第一号と

第三十七条を第七号とし、第一号と

第三十七条を第八号とし、第一号と

第三十七条を第九号とし、第一号と

第三十七条を第十号とし、第一号と

第三十七条を第十一号とし、第一号と

第三十七条を第十二号とし、第一号と

第三十七条を第十三号とし、第一号と

第三十七条を第十四号とし、第一号と

第三十七条を第十五号とし、第一号と

第三十七条を第十六号とし、第一号と

第三十七条を第十七号とし、第一号と

第三十七条を第十八号とし、第一号と

第三十七条を第十九号とし、第一号と

第三十七条を第二十号とし、第一号と

第三十七条を第二十一号とし、第一号と

第四十六条第一号中「登録申請書」の下に「又は第七条の規定による書類を加え、同条第二号中「第七条又は」を削り、「第三項若しくは第四号」を「又は第三項から第五項まで」

に改め、同条に次の一号を加える。

2 第二十九条の二第一項に規定する要件を欠くに至った場合

第三十三条第六項の規定による届出をしなかつた者

第三十九条中第三号を第六号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第二号とし、第一号と

第三十七条を第三号とし、第一号と

第三十七条を第四号とし、第一号と

第三十七条を第五号とし、第一号と

第三十七条を第六号とし、第一号と

第三十七条を第七号とし、第一号と

第三十七条を第八号とし、第一号と

第三十七条を第九号とし、第一号と

第三十七条を第十号とし、第一号と

第三十七条を第十一号とし、第一号と

第三十七条を第十二号とし、第一号と

第三十七条を第十三号とし、第一号と

第三十七条を第十四号とし、第一号と

第三十七条を第十五号とし、第一号と

第三十七条を第十六号とし、第一号と

第三十七条を第十七号とし、第一号と

第三十七条を第十八号とし、第一号と

第三十七条を第十九号とし、第一号と

第三十七条を第二十号とし、第一号と

第三十七条を第二十一号とし、第一号と

第三十七条を第二十二号とし、第一号と

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範

開内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の建設業法の定めるところにより登録を受けていた建設業者の当該登録に関するは、その有効期間内は、なお、従前の例による。

3 前項の建設業者については、この法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。)第二章の二の規定は、当該建設業者が、建設省令の定めるところにより、新法第五条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の規定により新法第二章の二の規定の適用を受ける建設業者については、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する登録を新法の定めるところにより受けた登録とみなして新法の規定を適用する。

昭和三十六年二月二十五日印刷

昭和三十六年二月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局